○国土交通省告示第千百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月四日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

今泉沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の今泉沢の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域

長野県長野市信更町今泉

字赤畑　二五二八番　一号
二五〇七番　二号
字沢田　二五七四番　三号
二五七八番二　四号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県長野市信更町今泉

字赤畑　二五二八番　一号
二五二七番三　二号
二五二七番一　三号
二五二二番一　四号
二五一八番　五号
二五一一番　六号
二五〇八番　七号及び八号
二五〇七番　九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

権現沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域、一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷。（昭和三十年建設省告示第二百九十二号で指定した権現沢に掲げる土地の区域を除く。）

長野県諏訪市大字湖南

字内山ノ内沢山　一八一六番二　一号から三号まで
一八三九番ロ　四号及び五号
字沢山日向　一八二四番四　六号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

日向沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

長野県小県郡長和町和田

字大桜　一九八六番一及び一九八六番二
一九八七番及び一九八八番
一九八九番一及び一九八九番二
字日向　五九三三番一から五九三三番三まで
五九三三番七
五九三七番一及び五九三七番二
五九四一番から五九五二番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県小県郡長和町和田

字大桜　一九八五番一　一号
字日向　五九二六番　二号
五九二七番　三号
五九四三番　四号
五九四八番五　五号及び八号
五九四七番一　九号及び十号
五九四四番一　十一号
字宮ノ上　一七七四番二　六号及び七号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東新川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の道路敷き及び河川敷

長野県中野市大字永江

字長沢　五四四九番一
五四五〇番一
五四五〇番イ
五四五一番四
五四五一番ロ
字荻原　五四七二番イ及び五四七二番ロ
五四七四番一
字平畑　五四一番一
五五一番
字大平　五八七一番ロ
五八七二番

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号を順次結んだ線及び一号から八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県松本市波田

字荒倉　六一九四番三五　一号
六一九四番一二　四号及び五号
字小丸山　八八八七番一　二号及び三号
字小沢山　八九〇五番一　六号
字曲り洞　八九一八番三　七号及び八号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と八号を結んだ線から昭和五十九年建設省告示第八十三号で指定した土地までの区間の中沢の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域

長野県松本市波田

字荒倉　六一八九番一及び六一八九番二
六一九四番一一
六一九四番三五
六一九四番三八から六一九四番四〇まで
字曲り洞　八九一八番二及び八九一八番三
字笹洞　八九一九番
字マムシ洞　六一九〇番及び六一九一番
八九二二番三

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

桑原二沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県諏訪市大字四賀

字山ノ神　四七七八番一　一号
字北澤口　四八〇七番　二号
四八〇二番イ　五号
四七九七番三　六号
字姥石山　四七九八番二〇一　三号
四七九八番丁のヨ　四号
四七九八番九九　八号
字石割場　四七九五番一　七号
四八四二番三　九号
字丸山　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県諏訪市大字四賀

字越道　四八八二番　一号
字南澤日向　四八六七番　二号及び三号
四八六八番一　六号
四八六九番ロ　七号
丸山　四四二番三　四号及び五号
字西澤日向　四八八三番　八号
字新林腰　四九〇〇番　九号
四九〇五番　十号
字西沢日影　四三一〇番イの一の一　十一号及び十二号
四三一〇番イの一の一〇　十三号
四八八五番イ　十四号

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南黒川沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷

長野県北安曇郡小谷村大字千国

字水頭　乙九六一八番二及び乙九六一八番三
乙九六一九番
乙九六六五番一から乙九六六五番六まで
乙九六六六番
乙九六六七番一から乙九六六七番三まで
乙九六六八番一から乙九六六八番三まで
乙九六六八番から乙九六七一番まで
乙九六七二番一
乙九六七三番一から乙九六七三番三まで
乙九六七四番一及び乙九六七四番二
乙九六七五番一から乙九六七五番三まで
乙九六七六番一から乙九六七六番三まで
乙九六七七番一及び乙九六七七番二
乙九六七七番六
乙九六七七番八
乙九六七七番一一
乙九六七七番一二
乙九六八〇番一

字平林